

介護施設等の消毒・洗浄経費支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4並びに第20条の6及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に基づく介護施設等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、埼玉県内に所在する別表1に掲げる施設をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等が、建物や設備の消毒を事業者に依頼する際の経費を補助することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的とする。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等が、建物や設備の消毒・洗浄を事業者に依頼する際の経費（施行日以前に役務の提供及び対価の支払が完了しているものも含む。）を交付の対象とする。
ただし、他の補助制度により現に当該経費の一部が負担、又は補助されている場合は補助の対象としない。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次に掲げる基準により算出された金額のうち、少ない金額のものを選定する。ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 延床面積（㎡）に800を乗じた額
- (2) 建物や設備の消毒等の経費の実支出額

(補助金の概算払)

第6条 この補助金は、知事が必要があると認める場合においては、交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

(申請手続)

第7条 規則第4条の補助金の交付の申請は、別紙様式第1号による申請書に關係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

2 規則第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条による交付決定通知書の様式は、別紙様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条による補助金の事業実績報告は、別紙様式第4号による事業実績報告書に關係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

2 実績報告書の提出は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日)又は3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条による額の確定に係る通知書の様式は、別紙様式第5号とする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(仕入控除税額の報告等)

第14条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び

地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

(その他)

第15条 特別の事情により、この要綱による手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

施設種別等 (各介護予防サービスを含む。)	基準額	単位	対象経費
特別養護老人ホーム	(1) 延床面積 (㎡) に 800 を乗じた額と (2) 建物や設備の消毒等の経費の実支出額とを比較して、少ない方の金額	施設・事業所	介護施設等の消毒・洗浄に係る専門業者への委託経費
介護老人保健施設			
介護医療院、介護療養型医療施設			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
老人福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム			
高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成 13 年法律第 26 号) 第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅			
訪問介護事業所			
訪問入浴介護事業所			
訪問看護事業所			
訪問リハビリテーション事業所			
夜間対応型訪問介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所			
通所リハビリテーション事業所			
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
居宅介護支援事業所			
地域包括支援センター			
福祉用具貸与・販売事業所			
介護予防・日常生活支援総合事業 (指定サービス・介護予防ケアマネジメント) を実施する事業所			
生活支援ハウス			
居宅療養管理指導事業所			